

保土ヶ谷区公告第 9 3 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月17日

横浜市保土ヶ谷区長 神部 浩

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料令和8年度7月期分督促状	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

保土ヶ谷区

土屋	武治
張替	孝幸
平沼	ンギョクテイン
川本	明芳
森川	正輝
吉岡	敬三
吉村	昭
長田	雅樹
三村	千恵子